

報告事項 5

愛知県生徒指導推進協議会の報告について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成 25 年 3 月 26 日

義 務 教 育 課

平成24年度 愛知県生徒指導推進協議会

平成24年度協議題

スクールカウンセラーを活用した生徒指導のあり方

協議題設定の理由

- ① いじめ、暴力行為、不登校等の深刻化している問題行動の事案の中には、一部の教員のみでの対応や、関係機関との情報共有不足により、対応が遅れたことに起因するものが少なくない。問題行動の未然防止、早期発見・早期対応に向け、家庭や関係機関と連携しながら、学校全体での取組を推進していくための体制づくりや教職員の意識改革が求められている。
- ② 教育相談体制の一層の充実に向け、本年度スクールカウンセラースーパーバイザーを設置することを機に、スクールカウンセラーの活用のある方を見直す。
- ③ スクールカウンセラーによる相談件数は増えているが、その活用はすでに問題を抱えている児童生徒やその保護者への教育相談等、事後対応が大半を占めている。新たな問題行動を発生させない学校・学級づくりの視点からのスクールカウンセラーの活用のある方について研究し、効果的な方法を普及していく必要がある。

- 協議内容**
- スクールカウンセラーの専門性を問題行動の未然防止にどのように活用できるのか。
 - 県内の小・中学校では、未然防止に向け、どのようにスクールカウンセラーが活用されているのか。（現地視察）

「スクールカウンセラー活用リーフ ～問題行動の未然防止に向けて～」の作成

問題行動の兆候の見られる一部の児童生徒や、すでに問題を抱えている特定の児童生徒への対応のみにとどまることなく、すべての児童生徒を対象とした未然防止の生徒指導につながるスクールカウンセラーの活用を積極的に進める。

<見る> ◆授業を見てもらう ◆校内を巡回してもらう ◆学校・学年行事を見てもらう

<関わる> ◆授業参観や意見交換会に参加してもらう ◆小中連携会議に参加してもらう

<つなぐ> ◆給食を一緒に食べてもらう ◆授業、学校・学年行事に参加してもらう

<整える> ◆生活アンケートへの助言をもらう ◆校内研修の講師になってもらう

成果の普及

作成した「スクールカウンセラー活用リーフ ～問題行動の未然防止に向けて～」を義務教育課のホームページに掲載して発信するとともに、スクールカウンセラーの研修会や小・中学校の校内研修の資料としての活用を促し、問題行動の未然防止に向けた体制づくりと教職員の意識改革を進めていく。